

喜界町農業委員会総会議事録

1. 開催日時：令和4年7月21日（木）15時30分～16時45分
2. 開催場所：喜界町役場多目的室
3. 出席農業委員：（11名）
4. 欠席農業委員：（0名）
5. 出席推進委員：（4名）
6. 欠席推進委員：（1名）
7. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について
 - 議案第29号 非農地証明の許可申請について
 - 議案第30号 非農地証明の許可申請について
 - 議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第32号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による意見書について

 - 報告第5号 農地転用許可不要届について
8. 農業委員会事務局出席職員（4名）

9. 会議の概要

発言者	発言内容
事務局	ただ今から令和4年第7回定期総会を開会いたします。 はじめに会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	お疲れ様です。全国的にコロナが多くなってきているようです。熱中症にも気をつけないといけない時期でもありますので、健康に留意して頑張ってください。
事務局	それでは会を進めて参りたいと思います。出席委員は11名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。喜界町農業委員会会議規則第4条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長をお願いいたします。
議長	これより議事に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。喜界町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。
	【異議なしの声あり】
議長	それでは、議事録署名委員は、7番、8番をお願いいたします。 なお、会議書記には事務局職員の庶務係を指名いたします。 以上で日程第1を終わります

発言者	発言内容
議長	次に、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局	【議案第27号受付番号一番から七番を議案書をもとに朗読】
議長	ただいまの説明がありました議案書の内容に関しまして、それぞれの地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
2番	一番について報告します。7月19日に譲渡人には電話で譲受人には面会し確認しました。譲渡人は今後農業をする予定が無く、現在耕作している譲受人が購入する事になったようです。以上です。
11番	二番について報告します。先日双方に電話で確認しました。譲渡人は農業をしたことがなく今後する予定も無いので、規模拡大を図る譲受人に売買する事になったようです。何ら問題ないと思います。以上です。
9番	三番について報告します。譲渡人は高齢のため代理人の娘に電話で確認しました。譲受人には面会し確認し、規模拡大の為に購入したいとの

	<p>ことです。以上です。</p>
6番	<p>四番について報告します。双方に電話で確認しました。譲渡人と譲受人はいとこの関係です。譲渡人は島に住んだことがないため、親戚である譲受人に贈与したいとのこと。譲受人は畜産農家であり、牧草地として使用する予定とのこと。問題無いと思います。以上です。</p>
9番	<p>五番について報告します。譲渡人には電話で確認しました。島に帰る予定がないとのこと。譲受人には面会し確認しました。問題無いと思います。</p>
2番	<p>六番について報告します。7月18日に双方に面会し確認しました。譲渡人は農業をしないため財産処分をしたいとの意向があり、譲受人が購入する事になったようです。以上です。</p>
9番	<p>七番について報告します。譲渡人は高齢のため娘に確認しました。譲受人には面会し確認しました。譲渡人と譲受人は親子であり、現在も申請地でカボチャを栽培しています。問題無いと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは質疑に入ります。ただいまの事務局及び担当委員の説明に発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【質問、意見なし】</p>
議長	<p>それでは採決いたします。議案第27号受付番号一番から七番に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第27号受付番号一番から七番は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>

発言者	発言内容
議長	<p>次に、議案第28号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について」を議題に供します。今回も譲渡人と譲受人の説明のみで進めて行きますが異議はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p>
議長	<p>よろしいですか。まとめて進めて行きますのでよろしくお願い致します。</p> <p>8Pの申請番号465から22Pの488に関連いたしますので一括上程して、事務局より朗読と説明をお願いいたします。</p>

事務局	【議案第 28 号申請番号 465 から 488 までを議案書をもとに朗読】
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明に発言のある方は挙手をお願いいたします。
	【質問、意見なし】
議長	それでは採決いたします。議案第 28 号申請番号 465 から 488 に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、議案第 28 号申請番号 465 から 488 は原案のとおり承認することに決定いたしました。

発言者	発言内容
議長	次に、議案第 29 号「非農地証明の許可申請について」を議題に供します。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	【議案第 29 号を議案書をもとに朗読】
議長	ありがとうございます。担当委員に補足説明をお願いします。
8 番	先ほど、会長他 3 名で現地確認しました。地目が畑ということで以前は畑だったようですが、現在は雑草木が生い茂っており農地としての復元は困難と思われま
議長	それでは質疑に入ります。ただいまの事務局の説明に発言のある方は挙手をお願いいたします。
	【質問、意見なし】
議長	それでは採決いたします。議案第 29 号に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、議案第 29 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

発言者	発言内容
議長	次に、議案第 30 号「荒地証明の申請について」を 3 件議題に供します。事務局より説明をお願いいたします。

事務局	【議案第 30 号を議案書をもとに朗読】
議長	ありがとうございます。担当委員に補足説明をお願いします。
2 番	1 件目について報告します。申請地は 4 筆で、荒れている状態でした。今後は事業が入り牧草地になる予定とのことですので。以上です。 2 件目についても同じ現況です。
7 番	3 件目についてですが、十年以上耕作されておらず、荒れている状態です。以上です。
議長	それでは質疑に入ります。ただいまの事務局の説明に発言のある方は挙手をお願いいたします。
	【質問、意見なし】
議長	それでは採決いたします。議案第 30 号に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、議案第 30 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

発言者	発言内容
議長	次に、議案第 31 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	【議案第 31 号を議案書をもとに朗読】
議長	ありがとうございます。担当委員に補足説明をお願いします。
8 番	先ほど会長と事務局の方と現地を確認しました。集落から離れた土地となるので民家への影響も少なく特に問題無いと思います。以上です。
議長	それでは質疑に入ります。ただいまの事務局の説明に発言のある方は挙手をお願いいたします。
	【質問、意見なし】
議長	それでは採決いたします。議案第 31 号に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	【全員挙手】

議長	全員賛成ですので、議案第 31 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
----	--

発言者	発言内容
議長	次に、議案第 32 号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による意見書について」を 2 件議題に供します。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	【議案第 32 号を議案書をもとに朗読】 なお、1 件目は議案 31 号に関連するもので同時申請によるものとなります。
議長	ありがとうございます。担当委員に補足説明をお願いします。
8 番	1 件目に関しては議案 31 号と同じです。 2 件目についてですが、資料の地図を見ても分かるように農用地区域に隣接している場所にある農地のため問題ないと思います。以上です。
議長	それでは質疑に入ります。ただいまの事務局の説明に発言のある方は挙手をお願いいたします。 【質問、意見なし】
議長	それでは採決いたします。議案第 32 号に賛成の方は挙手をお願いいたします。 【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、議案第 32 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

発言者	発言内容
議長	次に、報告第 5 号「農地転用許可不要届について」を議題に供します。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	農地転用許可不要届が 1 件です。内容は資料のとおりです。200 ㎡未満の農業用施設の新築のため許可不要になります。以上です。
議長	ありがとうございます。今月の報告は以上になります。

発言者	発言内容
議長	本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、これをもちまして令和 4 年第 7 回喜界町農業委員会総会を閉会いたします。

上記の議事録については、正確を記するため記名押印をする。

議事録署名委員 7番

議事録署名委員 8番